

# ○尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則

昭和58年3月2日

規則第6号

改正 昭和62年5月28日規則第48号 平成7年3月24日規則第8号

平成8年2月2日規則第2号 平成17年11月14日規則第88号

平成26年3月26日規則第8号 平成30年11月1日規則第62号

令和3年3月29日規則第7号

(この規則の趣旨)

**第1条** この規則は、尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和57年尼崎市条例第41号。以下「条例」という。)第6条、第10条第2項、第12条第2項及び第16条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(昭62規則48・平7規則8・一部改正)

(定義)

**第2条** この規則において「施設面積」とは、施設のうち次の各号のいずれかに該当する部分以外の部分の床面積を合計した面積をいう。

(1) 機械室、電気室、ポンプ室、階段、昇降機、避難用通路その他これらに類する用途に供される部分

(2) 居住の用に供される部分

(3) その他市長が適当と認める部分

2 前項に規定するもののほか、この規則における用語の意義は、条例における用語の意義による。

(昭62規則48・平17規則88・一部改正、平30規則62・全改)

(施設を新築しようとする場合における自転車駐車を附置すべきもの等)

**第3条** 施設を新築しようとする場合における条例第6条の規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 別表の左欄に掲げる用途のうち同表各項のいずれかに該当するものに供する施設で、その施設面積が当該用途の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる面積を超えるもの

(2) 別表の左欄に掲げる用途のうち同表各項の2以上の項に該当するものに供される施設で、当該施設がこの号に該当するものとみなして次項第2号の規定を適用したならば同号の規定により算定されることとなる自転車等の台数(当該台数に1台に満たない端数があるときは、これを1台に切り上げる。)を合計した台数が20台以上となるもの

2 前項各号のいずれかに該当する施設を新築しようとする場合における条例第6条の規則で定める基準のうち自転車駐車の規模に係るものは、次のいずれかに掲げる施設の区分に応じ当該号に定める台数(当該台数に1台に満たない端数があるときは、これを1台に切り上げる。)以上の台数の自転車等を駐車させることができることとする。

(1) 前項第1号に該当する施設 別表の左欄に掲げる用途の区分に応じ、それぞれ同表の右欄(摘要を含む。以下同じ。)に掲げるところにより算定した台数

(2) 前項第2号に該当する施設 別表の左欄に掲げる用途のうち同表各項のいずれかに該当するものごとにその施設面積のうち当該用途に供される部分の床面積を当該施設の施設面積とみなして同表の右欄に掲げるところにより算定した台数を合計した台数

(昭62規則48・一部改正、平30規則62・全改)

(大規模施設に係る自転車駐車の規模の基準の特例)

**第4条** 前条第1項第1号に該当する施設でその施設面積が5,000平方メートルを超えるものを新築しようとする場合における条例第6条の規則で定める基準のうち自転車駐車場の規模に係るものは、前条第2項の規定にかかわらず、第1号に掲げる台数に第2号に掲げる台数を加えて得た台数(当該台数に1台に満たない端数があるときは、これを1台に切り上げる。)以上の台数の自転車等を駐車させることができることとする。

(1) 別表の左欄に掲げる用途の区分に応じ、それぞれ当該施設の施設面積を5,000平方メートルとみなして同表の右欄に掲げるところにより算定した台数

(2) 別表の左欄に掲げる用途の区分に応じそれぞれ当該施設の施設面積から5,000平方メートルを減じて得た面積を当該施設の施設面積とみなして同表の右欄に掲げるところにより算定した台数に2分の1を乗じて得た台数

2 前条第1項第2号に該当する施設でその施設面積のうち別表の左欄に掲げる用途に供される部分の床面積を合計した面積が5,000平方メートルを超えるものを新築しようとする場合における条例第6条の規則で定める基準のうち自転車駐車場の規模に係るものは、前条第2項の規定にかかわらず、第1号に掲げる台数に第2号に掲げる台数を加えて得た台数(当該台数に1台に満たない端数があるときは、これを1台に切り上げる。)以上の台数の自転車等を駐車させることができることとする。

(1) 別表の左欄に掲げる用途のうち同表各項のいずれかに掲げるものごとに5,000平方メートルに用途割合(当該用途に供される部分(当該施設の施設面積に含まれる部分に限る。)の床面積の当該施設の施設面積に対する割合をいう。)を乗じて得た面積を当該施設の施設面積とみなして同表の右欄に掲げるところにより算定した台数を合計した台数

(2) 別表の左欄に掲げる用途のうち同表各項のいずれかに掲げるものごとに当該施設面積から5,000平方メートルを控除して得た面積に用途割合(当該用途に供される部分(当該施設の施設面積に含まれる部分に限る。)の床面積の当該施設の施設面積に対する割合をいう。)を乗じて得た面積を当該施設の施設面積とみなして同表の右欄に掲げるところにより算定した台数を合計した台数に2分の1を乗じて得た台数

(平30規則62・全改)

(施設を増築しようとする場合における自転車駐車場を附置すべきもの等)

**第5条** 施設を増築しようとする場合における条例第6条の規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 第3条第1項第1号に該当する施設又は増築により同号に該当する施設となる施設

(2) 第3条第1項第2号に該当する施設又は増築により同号に該当する施設となる施設

2 前項各号のいずれかに該当する施設を増築しようとする場合における条例第6条の規則で定める基準のうち自転車駐車場の規模に係るものは、増築後の施設(当該施設のうち昭和58年4月1日以前に建築された部分を除く。)を新築するものとみなして第3条第2項及び前条の規定を適用したならばこれらの規定により算定されることとなる台数以上の台数の自転車等を駐車させることができることとする。

(昭62規則48・平30規則62・一部改正)

(施設の周辺に設置する自転車駐車場の位置の基準)

**第6条** 自転車駐車場を施設の周辺に設置する場合における条例第6条の規則で定める基準のうち自転車駐車場の位置に係るものは、当該施設の敷地境界線から当該自転車駐車場までの歩行距離がおおむね50メートル以下であることとする。

(平30規則62・全改)

(その他の自転車駐車場の基準)

**第7条** 第3条第2項、第4条、第5条第2項及び前条に規定するもののほか、条例第6条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 自転車駐車場が、施設の屋上その他の施設の利用者が自転車等を容易に駐車させることができない場所に設置されていないこと。

(2) 施設の利用者がその利用の際自転車駐車場を容易に認識することができる場所に自転車駐車場が設置される場合を除き、自転車駐車場の位置が示された案内板等が施

設及び自転車駐車場の周辺に設置されていること。

(3) その他市長が別に定める基準に適合していること。

(平30規則62・全改)

(施設の敷地が適用地域の内外にわたる場合の措置)

**第8条** 第3条第1項各号又は第5条第1項各号のいずれかに該当する施設の敷地が近隣商業地域又は商業地域(以下「適用地域」という。)の内外にわたる場合における条例第6条の規定の適用については、当該施設の全部が適用地域に属しているものとみなす。この場合において、当該施設が適用地域の内外にわたるときは、当該施設の施設面積のうち適用地域に属している部分の床面積の合計を当該施設の施設面積とみなして第3条第1項第1号及び第2項第2号、第4条第1項第2号及び第2項各号並びに別表の規定を適用する。

(平30規則62・全改)

(自転車駐車場に係る施設の届出)

**第9条** 条例第6条の規定により自転車駐車場を附置すべき者(以下「附置義務者」という。)は、その附置すべき自転車駐車場に係る施設について新築し、又は増築しようとするときは、市長が別に定めるところにより、当該施設及び当該自転車駐車場の位置その他市長が必要と認める事項を記載した自転車駐車場設置届出書を市長に提出しなければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(昭62規則48・一部改正、平30規則62・全改)

(自転車駐車場の附置に係る工事等の完了の届出)

**第10条** 附置義務者は、その附置すべき自転車駐車場の附置に係る工事その他の必要な行為が完了したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(平7規則8・一部改正、平30規則62・全改)

(自転車駐車場の維持管理)

**第10条の2** 条例第6条の規定により附置された自転車駐車場に係る施設又は当該自転車駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車駐車場を次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するように維持し、及び管理しなければならない。

(1) 第3条第2項、第4条、第5条第2項、第6条及び第7条に規定する基準に適合すること。

(2) 自転車駐車場の利用者の安全が確保されること。

(3) 自転車駐車場の利用者が有効に当該自転車駐車場に自転車等を駐車させることができること。

(4) 前2号に掲げるもののほか、当該自転車駐車場の設置の目的に適合すること。

(平30規則62・追加)

(指導)

**第10条の3** 市長は、条例第6条又は前条の規定に違反している者に対し、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(平30規則62・追加)

(区域標識及び区域標示)

**第11条** 市長は、条例第7条第1項の規定により自転車等放置禁止区域を指定し、又は条例第8条第1項の規定により自転車等放置抑制区域を指定したときは、それぞれ、その指定した区域(以下「指定区域」という。)内に、その場所が自転車等放置禁止区域内にある旨(その場所が自転車等放置抑制区域内にある場合は、その旨。以下同じ。)を表示する区域標識(第1号様式)を設置し、又は指定区域内において、その場所が自転車等放置禁止区域内にある旨を区域標示(第2号様式)により表示するものとする。

2 前項の規定は、条例第7条第4項に規定する自転車等放置禁止区域の変更(当該自転車等放置禁止区域を拡大するものに限る。)又は条例第8条第3項において準用する条例第7条第4項に規定する自転車等放置抑制区域の変更(当該自転車等放置抑制区域を拡大するものに限る。)を行った場合について準用する。この場合において、前項中「指定した区域」とあるのは「変更により拡大された区域」と、「指定区域」とあるのは「拡大区域」と、「内にある」とあるのは「(その変更後のものをいう。)内にある」と読み替えるものとする。

(昭62規則48・平7規則8・一部改正、平26規則8・全改)

(自転車等を保管した場合の告示事項)

**第12条** 条例第10条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 保管自転車等の台数
- (2) 保管自転車等が放置されていた場所及び当該保管自転車等を撤去した日時
- (3) 保管自転車等の保管の場所及び期間
- (4) 保管自転車等の返還の場所及び日時

(昭62規則48・平7規則8・令3規則7・一部改正)

(保管自転車等の売却)

**第13条** 市長は、条例第11条第1項の規定による保管自転車等の売却に当たっては、所轄の警察署長への照会により当該保管自転車等が盗品でないことを確認しなければならない。

2 条例第11条第1項の規定による保管自転車等の売却の相手方は、次に掲げる要件を備える者とする。

- (1) 古物営業法(昭和24年法律第108号)第3条の規定による古物営業の許可を受けていること。
- (2) 個人にあってはその者又はその使用人、法人その他の団体にあってはその役員(法人以外の団体にあっては、これに相当する者)又は使用人が、次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める資格を有していること。

ア 保管自転車等(自転車に限る。)を売却する場合 一般財団法人日本車両検査協会が認定する自転車技士の資格、公益財団法人日本交通管理技術協会が認定する自転車安全整備士の資格又はこれらの資格に相当する資格として市長が認めるもの

イ 保管自転車等(原動機付自転車に限る。)を売却する場合 自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号)第2条に掲げる1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級2輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士、2級2輪自動車整備士、3級自動車ガソリン・エンジン整備士、3級自動車ジーゼル・エンジン整備士若しくは3級2輪自動車整備士の資格又はこれらの資格に相当する資格として市長が認めるもの

(平7規則8・追加、平17規則88・平26規則8・平30規則62・令3規則7・一部改正)

(廃棄等)

**第14条** 条例第11条第2項の廃棄等とは、廃棄若しくは再生利用又は再生利用を行う者に対する譲渡をいう。

(平7規則8・追加、令3規則7・一部改正)

(返還手数料の納付を要しない場合)

**第15条** 条例第12条第2項の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 返還を受けようとする保管自転車等について盗難の被害届が警察署に提出されている場合
- (2) その他市長が特別の事情があると認める場合

(昭62規則48・平7規則8・平8規則2・一部改正、令3規則7・全改)

(台帳)

**第16条** 市長は、保管自転車等及び保管代金に関する台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 前項の台帳には、保管自転車等に係る撤去、保管、売却、返還その他の措置の状況、保管代金に係る保管及び返還の状況その他必要な事項を記録しなければならない。

(平7規則8・追加、令3規則7・全改)

(施行の細目)

**第17条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

(平7規則8・一部改正)

**付 則**

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、第11条の規定は、公布の日から施

行する。

付 則 (昭和62年5月28日規則第48号)

この規則は、昭和62年7月1日から施行する。

付 則 (平成7年3月24日規則第8号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

付 則 (平成8年2月2日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則第15条の規定は、この規則の施行の日以後に撤去された自転車等に関して徴収される費用について適用し、同日前に撤去された自転車等に関して徴収される費用については、なお従前の例による。

付 則 (平成17年11月14日規則第88号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成26年3月26日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成30年11月1日規則第62号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年5月1日から施行する。ただし、第13条第2項第1号の改正規定は、古物営業法の一部を改正する法律(平成30年法律第21号)の施行の日から施行する。

(令和元年11月22日政令第165号で、令和2年4月1日から施行)

(経過措置)

2 この規則による改正後の尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第2条から第5条まで及び別表の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に建築の工事に着手する施設(この規則の公布の日前に行われた尼崎市住環境整備条例(昭和59年尼崎市条例第44号)第23条の規定による届出に係る同条第15条の2に規定する開発事業(以下「届出事業」という。)に係るものを除く。)に係る自転車駐車場について適用し、施行日前に建築の工事に着手した施設及び施行日以後に建築の工事に着手する施設(届出事業に係るものに限る。)に係る自転車駐車場については、なお従前の例による。

3 改正後の規則第9条の規定は、施行日以後に建築の工事に着手する施設について適用し、施行日前に建築の工事に着手した施設については、なお従前の例による。

(委任)

4 前2項に規定するもののほか、この規則の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

付 則 (令和3年3月29日規則第7号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表

(昭62規則48・一部改正、平30規則62・全改)

用途	面積	駐車台数
1 (1) 遊技場、映画館、劇場その他これらに類するもの (2) 学習塾、料理教室その他これらに類する学習支援業を営むもの	200平方メートル	施設面積を10で除して得た数値に、自転車にあつては0.9台を、原動機付自転車にあつては0.1台を乗じて得た台数
2 病院、社会福祉施設、ホテルその他これらに類するもの	200平方メートル	市長と協議して定める台数
3 百貨店、スーパーマーケット、飲食店、小売業を営むための店舗その他	300平方メートル	施設面積を15で除して得た数値に、自転車にあつては0.9台を、原動機付自転車

他これらに類するもの		にあつては0.1台を乗じて得た台数
4 銀行その他の金融機関、事務所その他これらに類するもの	400平方メートル	施設面積を20で除して得た数値に、自転車にあつては0.9台を、原動機付自転車にあつては0.1台を乗じて得た台数
摘要 施設面積に1平方メートルに満たない端数の面積があるときは、これを切り捨てる。		

第1号様式1

自転車等放置禁止区域標識



備考

- 1 色彩は、地を白色、縁線、文字及び記号中の地を青色、記号の斜めの帯及び枠を赤色、記号中の自転車等を白色とする。
- 2 寸法は、これを拡大し、又は縮小することができる。

第1号様式2

自転車等放置抑制区域標識



備考

- 1 色彩は、地を白色、縁線、文字及び記号中の地を青色、記号の斜めの帯及び枠を赤色、記号中の自転車等を白色とする。
- 2 寸法は、これを拡大し、又は縮小することができる。



第2号様式1

自転車等放置禁止区域標示



備考

- 1 色彩は、地を白色、縁線、文字及び記号中の地を青色、記号の斜めの帯及び枠を赤色、記号中の自転車等を白色とする。
- 2 寸法は、これを拡大し、又は縮小することができる。

第2号様式2

自転車等放置抑制区域標示



備考

- 1 色彩は、地を白色、縁線、文字及び記号中の地を青色、記号の斜めの帯及び枠を赤色、記号中の自転車等を白色とする。
- 2 寸法は、これを拡大し、又は縮小することができる。